

1. 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金が必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。総合支援資金には、「生活支援費」、「住宅入居費」、「一時生活再建費」の3つがあります。



対象となる世帯

● 低所得世帯

※世帯の生計中心者の収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含む。

借入ケース例

- ① 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- ② 公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電気・ガス・水道・電話が止められるおそれがある。
- ③ 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- ④ 就職を目指し技能習得をしたい。
- ⑤ 債務を整理するための費用が不足している。
(債務整理は、自己破産によらない方法に限る)



※失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている場合は、対象となりません。

資金の種類と内容

総合支援資金の利用について

原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が要件となります。

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利子		
総合支援資金	生活支援費 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※貸付月数は、原則として 3月とし、最長12月まで延長可	最終貸付日 から6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は 無利子 (連帯保証人がいない場合は) (据置期間経過後 年1.5%)		
	住宅入居費 40万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内				
	一時生活再建費 60万円以内					
貸付対象経費	生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用					
	住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用					
	一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用					
返済例		(連帯保証人を立てる場合) 元金 600,000円 10年(120回)の場合 月額5,000円 (連帯保証人がいない場合) 元金 600,000円 10年(120回)の場合 月額5,370円 (最終回6,345円)				

必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●健康保険証の写し ●本籍地が記載された住民票(世帯全員分) ●求職活動等自立に向けた取組についての計画書
世帯の所得が分かる書類	借入申込者	●源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分) ●失業、収入減による借入希望の場合は、併せてその当時の給与明細等
失業等給付の状況が分かる書類	借入申込者	●雇用保険受給資格者証の写し ●離職票の写し ●求職申込み・雇用施策利用状況確認票
自立相談支援機関の利用状況が分かる書類	借入申込者	●相談受付・申込票 ●プラン兼事業等利用申込書
他の公的給付又は公的な貸付制度を利用、申請している場合、その状況が分かる書類	借入申込者	●該当公的制度の決定通知書又は申請書写し等
現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	●本籍地が記載された住民票 ●住民税課税証明書

「住宅入居費」に関する添付書類

内容	書類
入居予定住宅に関する状況通知書写し	●不動産賃貸契約の契約書の写し ●住居確保給付金申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居住宅状況通知書」の写し ●住居確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。